



県章

山形県公報

平成31年3月29日(金)
第3032号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……295
- 山形県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の
一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の
一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……296
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……298
- 山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(地域医療対策課) ……同
- 山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……299
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の
一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する
規則……………(同) ……同
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・担い手支援課) ……303

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……同

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……304
- 昭和57年2月県告示第214号(と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定)の
一部改正……………(食品安全衛生課) ……同
- 平成19年7月県告示第723号(旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する
施設の指定)の一部改正……………(同) ……同
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) ……同
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………(長寿社会政策課) ……305
- 介護保険法による指定研修実施機関の指定……………(同) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……306
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁建設総務課) ……307
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(同) ……同
- 中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(同) ……322
- 中山公園の利用料金……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……326
- 同……………(同) ……同

○同	（同）	…327
○同	（同）	…同
○県道の供用の開始	（同）	…328
○基本測量の実施の通知	（県土利用政策課）	…同
○山形県景観計画の変更	（同）	…同
○昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部改正	（同）	…同
○同	（同）	…329
○都市計画事業の変更の認可	（都市計画課）	…同
○指定港湾施設の利用料金	（空港港湾課）	…同
○山形県海浜公園の利用料金	（同）	…330
○平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正	（同）	…同
○平成20年12月県告示第1109号（建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）の一部改正	（建築住宅課）	…同
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程	（会計局）	…同
○山形県青年の家の利用料金	（教育庁）	…331
○山形県朝日少年自然の家の利用料金	（同）	…332
○山形県金峰少年自然の家の利用料金	（同）	…333

教育委員会関係

告 示

○山形県指定有形文化財の指定	…334
○山形県指定名勝の指定の解除	…同
○山形県指定天然記念物の指定の解除	…335
○山形県青年の家の利用時間及び休館日	…同
○山形県朝日少年自然の家の利用時間及び休館日	…同
○山形県金峰少年自然の家の利用時間及び休館日	…336

選挙管理委員会関係

告 示

○政治団体の設立	…同
○政治団体の届出事項の異動	…337
○政治団体の解散	…338
○資金管理団体の指定	…339
○資金管理団体でなくなった旨の届出	…同
○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正	…340

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限	…同
○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量	…同

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	（村山総合支庁総務課）	…343
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告	（市町村課）	…同
○一般競争入札の公告	（情報政策課）	…同

規 則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「（シスー1・2—ジクロロエチレンの測定にあつては1・2—ジクロロエチレンが検出された場合）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第17条第2号イの改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

山形県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

山形県浄化槽法施行細則（昭和60年10月県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「浄化槽法第10条第2項の技術管理者を置くべき浄化槽の規模を定める政令（昭和60年政令第245号）」を「浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）」に改める。

第4条第1項中「3部」を「2部」に改め、同条第2項中「第4条」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「営業の」を「知事の営業の」に改める。

第20条中「乳処理業者」を「乳処理業の許可営業業者」に改める。

第21条第1項中「次に掲げる営業又は施設の経営者又は管理者」を「県の区域（山形市の区域を除く。次条第1項において同じ。）内において、次に掲げる営業等を行う者」に改める。

第22条第1項中「生食用牛肉（）」を「県の区域内において、生食用牛肉（）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則（平成24年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」を「短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」に、「後」を「後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第3号中「短期大学」を「短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」に、「後」を「後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に改め、同項第7号中「後」を「後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に、「にあつては6年」を「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては6年」に改め、同項第8号中「後」を「後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、当該学科目を修めて当該前期課程を修了した後）」に、「にあつては7年」を「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては7年」に改め、同項第10号中「又は水道環境」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第3条第8号及び第4条第1項第10号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10月15日」を「1月31日」に、「9月30日」を「前年の12月31日」に改める。

別記様式第1号の2の注書中「10月15日」を「1月31日」に、「9月30日」を「前年の12月31日」に改め、同様

式の別紙中

(2)	薬局の業務内容	無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	
		無菌調剤室を共同利用する場合は無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地	
		一包化薬に係る調剤の実施の可否	
		麻薬に係る調剤の実施の可否	
		せん 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否	
		薬局製剤実施の可否	
		医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否	
		薬剤服用歴管理の実施の有無	
	薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否		
(3)	地域医療連携体制	医療連携の有無	
		地域住民への啓発活動への参加の有無	

を

(2)	健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数		
(3)	薬局の業務内容	無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	
		無菌調剤室を共同利用する場合は無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地	
		一包化薬に係る調剤の実施の可否	
		麻薬に係る調剤の実施の可否	
		浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否	
		薬局製剤実施の可否	
		医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否	
	薬剤服用歴管理の実施	薬剤服用歴管理の実施の有無	
		電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	
		薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否	
	薬剤情報を記載するための手帳の交付	薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否	
(4)	地域医療連携体制	医療連携の有無	プレアポイド事例（薬剤師が副作用、相互作用、治療効果不十分等の患者の不利益を回避し、又は軽減した事例をいう。）の把握及び収集に関する取組の有無
			プロトコル（薬剤師が医師と合意した手順をいう。）に基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無
			地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
			退院時の情報を共有する体制の有無
			受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
			地域住民への啓発活動への参加の有無

に、

(2)	医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無）	
-----	-------------------------------------	--

を

(2)	医療安全対策の実施	前年に副作用等に係る報告を実施した件数	
		医療安全対策に係る事業への参加の有無	

に、

(6)	患者満足度の調査	患者満足度の調査の実施の有無	
		患者満足度の調査の結果の提供の有無	

を

(6)	前年に医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数		に改める。
(7)	前年に健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数		
(8)	前年に患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数		
(9)	患者満足度の調査	患者満足度の調査の実施の有無 患者満足度の調査の結果の提供の有無	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別記様式第1号の2の規定は、平成31年12月31日以後において行う薬局に関する情報の報告について適用する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成7年6月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条中「を經由」を「（その居住地又は所在地が山形市の区域内にある場合にあつては、村山保健所長）を經由」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則（昭和40年7月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「3 准看護師の業務に関する犯罪はありません。（あるときは、その罪）」を

「3 准看護師の業務に関する犯罪はありません。（あるときは、その罪）」に改める。

4 旧姓併記の希望の有無 有（旧姓： ）・無

別記様式第3号中「戸籍謄（抄）本及び」を「保健師助産師看護師法施行規則第5条・第5条の3に掲げる書類及び」に、「4 変更の事由」を「4 変更の事由」に改める。

5 旧姓併記の希望の有無 有（旧姓： ）・無

別記様式第5号中「4 免許資格取得の事由」を「4 免許資格取得の事由」に改め、同様式の備考中第2項を

第3項に、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 5の旧姓については、き損又は亡失した免許証に旧姓の記載のある場合に限りて記入すること。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第5号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第25条中「を提出する者の居住地を管轄する」を「に係る措置入院者の入院措置に関する事務を担当した」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「報告書を提出する精神科病院の所在地」を「報告に係る任意入院者の居住地」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則（平成26年12月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第16条中「保健所長」を「保健所長（その居住地が山形市の区域内にある場合にあつては、村山保健所長）」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号

(表)

特定医療費（指定難病）支給認定申請書

申請区分	新規・更新・変更	受給者番号 (新規は記入不要)							
受診者	フリガナ				性別	男・女	生年月日	年 月 日 () 歳	
	氏名								
	個人番号								
	住所	(郵便番号)				(電話番号) (日中連絡が取れる電話番号)			
加入している医療保険	被保険者証等の種別	全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合・国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療広域連合・生活保護・その他 ()							
	被保険者証等の記号及び番号				保険者の名称				
受診者の保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること)	フリガナ				受診者との続柄				
	氏名								
	個人番号								
住所	(郵便番号)				(電話番号) (日中連絡が取れる電話番号)				
病名									
受診を希望する指定医療機関 (病院・診療所、調剤薬局、訪問看護事業所)	医療機関名	所在地							
自己負担上限額に関する事項	①	受診者（受診者が18歳未満の場合は保護者）の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる給付（障害年金、遺族年金等）の受給の有無					□有 ・ □無		
	②	(①で「有」にレ印を付けた場合に記入すること) ①の給付の合計額					□80万円を超える □80万円以下		
	③	受診者及び受診者と同じ医療保険に加入している者の特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無					裏面のとおりに		
	④	寡婦（夫）控除のみなし適用の要件該当の有無 □有（対象者名） ・ □無							
	⑤	□ 人工呼吸器等装着	次の1及び2のいずれも満たす者 1 次の生命維持管理装置を継続して常時装着する必要がある者 (1) 気管切開口又は鼻・顔マスクを介した人工呼吸器 (2) 体外式補助人工心臓 2 日常生活動作が著しく制限されている者						
	⑥	□ 高額かつ長期	月ごとの医療費総額が5万円を超える月が1年間に6回以上ある者						
	⑦	□ 軽症高額該当	症状が軽症で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が1年間に3回以上ある者						
特定医療費の支給認定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により、上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者（受診者又はその保護者） 住 所 氏 名 (記名押印又は署名)									
山形県知事 殿									
申請手続等を委任する場合	私は、この申請に係る書類の提出及び受領に関する権限並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を提供する権限を次の者に委任します。 受任者 氏 名 (受診者との続柄) 住 所 (郵便番号) 申請者（受診者又はその保護者） 電話番号 氏 名 (記名押印又は署名)								

備考 1 該当する項目の□にレ印を記入すること。
2 「申請区分」、「性別」及び「被保険者等の種別」については該当するものを○で囲むこと。

県記入欄	A生保 ・ B1低I ・ B2低II ・ C1一般I ・ C2一般II ・ D上位	一次判定	一次審査		二次審査	
	人工呼吸器等装着 ・ 高額かつ長期 ・ 軽症高額 ・ 多群 ・ 同一世帯 ・ みなし寡婦		適	否	適	否
	公的年金等収入額(A) 合計所得金額(B) 障害年金等の額(C) (A)+(B)+(C) 本人確認者	□ 適				
	□書類添付なし	□ 軽症高額				
		□ 要審査				

(裏)
世帯について

氏名及び個人番号		受診者 との 続柄	職業又は 就学の状 況等	生年月日	特定医療費(指定難病)又は小児慢性特 定疾病医療費(受診者本人にあつては、 小児慢性特定疾病医療費)の支給認定の 有無
		本人		年 月 日	有(受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
				年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□			年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
				年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□			年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
				年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□			年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
				年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□			年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
				年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□			年 月 日	有(特定医療費・小児慢性特定疾病医療費) (受給者番号) 無(申請中の場合は病名)

- 備考 1 受診者と同一の世帯に属する者のうち、当該受診者と同じ医療保険に加入している者を全て記入すること。
- 2 「特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無」の欄については、該当するものを○で囲むこと。また、「有」を○で囲んだ場合には、認定を受けている医療費を○で囲むとともに当該医療費に係る受給者番号を記入すること。「無」を○で囲んだ場合で申請中の場合は病名を記入すること。

別記様式第7号中

フリガナ		性別	男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)
氏名					
個人番号					
フリガナ	(郵便番号)				
住所	(電話番号)				
フリガナ		受診者 との 続柄			
氏名					
個人番号					
フリガナ	(郵便番号)				
住所 (受診者と同じ場合は記入不要)	(電話番号)				

を

フリガナ		性別	男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)
氏名					
個人番号					
住所	(郵便番号)	(電話番号)			()
		(日中連絡が取れる電話番号)			
フリガナ		受診者 との 続柄			
氏名					
個人番号					
住所	(郵便番号)	(電話番号)			()
(受診者と同じ場合は記入不要)		(日中連絡が取れる電話番号)			

に、

特定医療費支給認定申請書及び特定医療費受給者証の記載事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者（受診者又はその保護者）

住所

氏名

山形県知事 殿 (記名押印又は署名)

を

特定医療費支給認定申請書及び特定医療費受給者証の記載事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者（受診者又はその保護者）

住 所

氏 名 _____（記名押印又は署名）

山形県知事 殿

届出手続等
を委任する
場合

私は、この届出に係る書類の提出及び受領に関する権限並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を提供する権限を次の者に委任します。

受任者 氏 名 _____（受診者との続柄 _____）

住 所（郵便番号 _____） 届出者（受診者又はその保護者）

電話番号 _____ 氏 名 _____（記名押印又は署名）

に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式1号及び別記様式7号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,390円」を「5,450円」に改め、同号ロ中「6,790円」を「6,400円」に改め、同号ハ中「6,790円」を「6,440円」に改め、同条第2号イ及びロ中「1,300円」を「1,430円」に改め、同号ハ中「1,280円」を「1,410円」に改め、同号ニ中「1,300円」を「1,430円」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第199号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

山形県告示第200号

昭和57年2月県告示第214号（と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県総合食肉流通センター	山形市大字中野字的 場936番地	株式会社山形県食肉 公社	を
---------------	---------------------	-----------------	---

削除			に改める。
----	--	--	-------

山形県告示第201号

平成19年7月県告示第723号（旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第8項の表中	山形理容学校	山形市相生町8番52号	を
	明德予備校	山形市旅籠町三丁目2番14号	
	鶴岡准看護学院	鶴岡市馬場町1番34号	

鶴岡准看護学院	鶴岡市馬場町1番34号	に改める。
---------	-------------	-------

山形県告示第202号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。
別表第2第2項第2号中「30円」を「32円」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

山形県告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。
平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

山形県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定した。
平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定研修実施機関の名称	指定研修実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

山形県告示第205号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名 称 温海町内水面漁業協同組合
- (2) 住 所 鶴岡市小名部字千田98番地1号

2 漁業権の免許番号

内共第23号、内共第24号及び内共第25号

3 変更の内容

第10条第1項の表中

2,000円
9,200円
1,200円
5,300円
1,000円
4,500円
4,500円

を

2,400円
10,000円
2,000円
7,000円
1,500円
6,000円
6,000円

に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成31年4月1日

山形県告示第206号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成31年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

- (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
- (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日
平成31年3月19日

山形県告示第208号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	萩 野 地 区	平成31年3月15日
地域用水環境整備事業（小水力発電）	白 川 地 区	平成31年3月27日
農村地域防災減災事業（用排水施設整備）	萩 生 地 区	平成31年2月15日
農村地域防災減災事業（用排水施設整備）	添 川 ・ 椿 地 区	平成31年3月25日

山形県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	大 滝 秀 樹	東田川郡三川町大字東沼字興屋下27番地

山形県告示第210号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
陸上競技場 総合体育館 屋内多目的コート	午前9時から午後9時まで	1 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、8月にあつては、第4日曜日の翌日 2 12月29日から翌年の1月3日まで
サブグラウンド サッカー場 ラグビー場 運動広場 第3運動広場	午前9時から午後5時まで	
テニスコート 第2運動広場	午前5時から午後9時まで	
野球場	午前5時から午後5時まで	
屋外プール	午前10時から午後6時まで	
		8月の第4日曜日の翌日から翌年の7月の第3月曜日の直前の金曜日まで

2 適用期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

山形県告示第211号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,720円
	陸上競技場に常時広告物を表示する場合	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1広告物1平方メートル1年につき

	メインスタンド観覧席 ゲート上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき
	フィールドゲート上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 使用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ いちねんパスによる使用の場合

施設	区 分	利用料金
陸上競技場（主要施設及び雨天走路に限る。） サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 7,000円
	上記以外の場合	1人当たり 14,000円

(注) 陸上競技場（主要施設に限る。）は、12月1日から翌年の3月31日までの期間に限り使用することができる。

ロ 上記以外の場合

(イ) 主要施設の利用料金

a b 以外の場合

施設	区 分	利用料金		
陸上競技場	全部を単 独で使用 する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合 1時間当たり 1,010円	
		同上	上記以外の場合 1時間当たり 2,020円	
		同上	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合 1時間当たり 2,020円
		同上	上記以外の場合 1時間当たり 4,040円	
	アマチュアスポーツ以外 の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 10,100円	
		入場料金を領収する場合	1日当たり最高入 場料金の250人分 に相当する額（そ の額が40,390円に 使用時間数を乗じ て得た額に満た ない場合は、1時間 当たり40,390円）	
上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場 合	21人以上の団体で使用する場 合 1時間当たり 1,010円		
	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円		

				上記以外の場合	1人1時間当たり 50円		
		上記以外の場合		21人以上の団体で使用する場 合	1時間当たり 2,020円		
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円		
				上記以外の場合	1人1時間当たり 100円		
サブグラ ウンド	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 480円		
		上記以外の場合			1時間当たり 960円		
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場 合	10人以上の団体で使用する場 合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円		
				上記以外の場合	1人1時間当たり 50円		
				上記以外の場合	10人以上の団体で使用する場 合	1人1時間当たり 960円	
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円			
			上記以外の場合	1人1時間当たり 100円			
			回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円			
	総合体育 館	アリーナ	全部を単 独で使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,180円
						上記以外の場合	1時間当たり 2,360円
入場料金を領 収する場合					児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 2,370円	
					上記以外の場合	1時間当たり 4,740円	
			アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 11,830円		
入場料金を領収する場合				1時間当たり 47,330円			
半面を単 独で使用する 場合			児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 590円	
			上記以外の場合			1時間当たり 1,180円	
4分の1面 を単独で使 用する場合		児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 300円		
		上記以外の場合			1時間当たり 600円		
上記以外 の場合		児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 30円		

		上記以外の場合			1人1時間当たり 60円	
サブアリーナ	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 440円	
				上記以外の場合	1時間当たり 880円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円	
				上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	上記以外の場合			1時間当たり 440円
			上記以外の場合			1時間当たり 440円
	4分の1面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合			1時間当たり 110円	
		上記以外の場合			1時間当たり 220円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合			1人1時間当たり 30円	
		上記以外の場合			1人1時間当たり 60円	
柔道場	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 440円	
				上記以外の場合	1時間当たり 880円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円	
				上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	上記以外の場合			1時間当たり 220円
			上記以外の場合			1時間当たり 440円
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	上記以外の場合			1時間当たり 220円
			上記以外の場合			1時間当たり 440円

		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 20円
			上記以外の場合		1人1時間当たり 40円
剣道場	全部を単独で使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 440円
				上記以外の場合	1時間当たり 880円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,800円
	アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,490円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 17,950円	
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 220円
		上記以外の場合			1時間当たり 440円
上記以外の場合			1人1時間当たり 20円		
上記以外の場合			1人1時間当たり 40円		
屋内プー ル	全部を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,960円
		上記以外の場合			1時間当たり 3,920円
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 980円
		上記以外の場合			1時間当たり 1,960円
	上記以外の 場合	児童生徒等 が使用する 場合	回数券による使用の場合		1人11回当たり 1,400円
			上記以外の場合		1人1回当たり 140円
		上記以外の 場合	回数券による使用の場合		1人11回当たり 2,800円
			上記以外の場合		1人1回当たり 280円
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 260円	
	上記以外の場合			1面1時間当たり 520円	

屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する 場合	20人以上の団体で使用する場合		1人1回当たり 250円
			上記以外の 場合	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）及び8月の第4日曜日に児童生徒等以外の者1人及び児童生徒等2人で使用する場合	1人1回当たり 250円
				上記以外の場合	1人1回当たり 310円
		上記以外の 場合	20人以上の団体で使用する場合		1人1回当たり 500円
	上記以外の 場合		月曜日（その日が休日である場合を除く。）及び8月の第4日曜日に児童生徒等以外の者1人及び児童生徒等2人で使用する場合	1人1回当たり 500円	
			上記以外の場合	1人1回当たり 620円	
	50メートルプール	全部を単 独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,790円
			上記以外の場合		1時間当たり 3,580円
上記以外の 場合		児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 100円	
		上記以外の場合		1人1回当たり 200円	
サッカー場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 520円		
	上記以外の場合		1時間当たり 1,040円		
ラグビー場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 520円		
	上記以外の場合		1時間当たり 1,040円		
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 520円		
	上記以外の場合		1時間当たり 1,040円		
運動広場	全部を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 360円	
		上記以外の場合		1時間当たり 720円	
	半面を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 180円	
		上記以外の場合		1時間当たり 360円	

第2運動広場		全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 510円	
			上記以外の場合		1時間当たり 1,020円	
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 260円	
			上記以外の場合		1時間当たり 520円	
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 520円	
		上記以外の場合			1時間当たり 1,040円	
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 520円	
		上記以外の場合			1時間当たり 1,040円	
屋内多目的コート		全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,880円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,760円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 3,750円		
				上記以外の場合 1時間当たり 7,500円		
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 18,770円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 75,070円	
		4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,410円
			上記以外の場合			1時間当たり 2,820円
		3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,240円
			上記以外の場合			1時間当たり 2,480円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 940円
			上記以外の場合			1時間当たり 1,880円
3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 620円		
	上記以外の場合			1時間当たり 1,240円		

	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 470円
		上記以外の場合	1時間当たり 940円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 40円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 80円

b 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合

施設		区分		利用料金
陸上競技場		児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 50円
サブグラウンド		児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 50円
総合体育館	アリーナ	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 30円
	サブアリーナ	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 30円
	柔道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 20円
	剣道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 20円
	屋内プール	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 700円
			上記以外の場合	1人1回当たり 70円

		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,400円
			上記以外の場合	1人1回当たり 140円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 150円
		上記以外の場合		1人1回当たり 310円
50メートルプール		児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 50円
		上記以外の場合		1人1回当たり 100円

(ロ) 附属施設及び器具の利用料金

a b 以外の場合

区 分			単 位	利 用 料 金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	40円	
		上記以外の場合		90円	
	会議室		1室 1時間につき		160円
	温水シャワー		1回につき		110円
	放送設備		1時間につき	420円	840円
	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
陸上競技用具		1品 1時間につき	20円		
		1式 1時間につき	1,800円		
夜間照明施設		1,500ルクスの照明 1時間につき		31,110円	155,550円
		1,000ルクスの照明 1時間につき		20,740円	103,680円

			750ルクスの照明 1時間につき	15,560円	77,780円
			300ルクスの照明 1時間につき	6,220円	31,110円
			150ルクスの照明 1時間につき	3,110円	15,560円
	電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	5,800円	9,630円
		入場料金を領収する場合		9,630円	17,280円
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
	陸上競技用具		1品 1時間につき	20円	
			一式 1時間につき	1,460円	
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	50円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	1,000円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	100円
	体力測定室	児童生徒等が使用する場合		1人 1回につき	60円
		上記以外の場合			110円
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき	450円
		上記以外の場合			910円
浴室	回数券による使用の場合		1人 11回につき	1,100円	
	上記以外の場合		1人 1回につき	110円	
温水シャワー			1回につき	110円	
洗濯機			1回につき	100円	
衣類乾燥機			1回につき	100円	
大会議室	1室を単独で使用する場合		1時間につき	320円	
	2分の1室を単独で使用する場合			160円	

会議室			1室 1時間につき		140円
和会議室			1室 1時間につき		150円
大会議室の放送設備			1時間につき		30円
アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない場合	1時間につき		140円
		入場料金を領収する場合			570円
	ホワイエ	入場料金を領収しない場合	1時間につき		380円
		入場料金を領収する場合			1,510円
会議室A 1			1室 1時間につき		140円
会議室A 2			1室 1時間につき		140円
会議室A 3			1室 1時間につき		60円
会議室A 4			1室 1時間につき		120円
舞台音響設備			1時間につき	1,000円	2,000円
放送設備			1時間につき	420円	840円
得点表示板			1時間につき	260円	
バスケットボール用具			一式 1時間につき	140円	
バレーボール用具			一式 1時間につき	50円	
バレーボール用タラフレックスコート			一式 1時間につき	210円	
テニス用具	シートを使用する場合	一式 1時間につき	160円		
	上記以外の場合	一式 1時間につき	50円		
バドミントン用具	シートを使用する場合	一式 1時間につき	140円		
	上記以外の場合	一式 1時間につき	30円		
卓球用具			一式 1時間につき	30円	
ハンドボール用具			一式 1時間につき	50円	
体操競技用具	平行棒	一式 1時間につき	40円		

		ゆか	一式 1時間につき	130円	
		平均台	一式 1時間につき	50円	
		新体操	一式 1時間につき	270円	
		上記以外の種目	一式 1時間につき	30円	
		全種目	一式 1時間につき	830円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
		レスリング用具	一式 1時間につき	200円	
		つなひき用具	一式 1時間につき	200円	
		ポータルステージ	一式 1時間につき	630円	1,260円
			1台 1時間につき	10円	20円
		スタッキングチェア	1脚 1日につき	10円	20円
		フロアシート	1枚 1日につき	50円	100円
サブアリーナ		舞台音響設備	1時間につき	190円	390円
		放送設備	1時間につき	110円	220円
		バスケットボール用具	一式 1時間につき	140円	
		バレーボール用具	一式 1時間につき	50円	
		バドミントン用具	一式 1時間につき	30円	
		卓球用具	一式 1時間につき	30円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
		低式平均台用具	一式 1時間につき	30円	
		とび箱用具	一式 1時間につき	30円	
柔道場 剣道場		放送設備	1時間につき	30円	60円
		柔道用具	一式 1時間につき	30円	
		空手用具	一式 1時間につき	160円	

	屋内プール	放送設備	1時間につき	40円	80円	
		会議室P1	1室 1時間につき	260円		
		会議室P2	1室 1時間につき	60円		
テニスコート	温水シャワー		1回につき	100円		
	会議室		1室 1時間につき	620円		
	放送設備		1時間につき	70円		
	夜間照明施設		テニスコート1面の照明1時間につき	730円		
			テニスコート1面の照明30分につき	360円		
屋外プール	会議室		1室 1時間につき	660円		
サッカー場	温水シャワー		1回につき	100円		
	放送設備		1時間につき	50円		
野球場	スコアボード		1時間につき	550円		
	放送設備		1時間につき	50円		
運動広場	運動用具		1競技一式 1時間につき	100円		
第2運動広場	夜間照明施設		全灯使用1時間につき	3,520円		
			全灯使用30分につき	1,760円		
			1/2灯使用1時間につき	1,760円		
			1/2灯使用30分につき	880円		
屋内多目的コート	会議室		1室 1時間につき	120円		
	放送設備		1時間につき	50円	100円	
	テニス用具		一式 1時間につき	50円		
	ミニサッカー用具		一式 1時間につき	100円		
	ゲートボール用具		一式 1時間につき	50円		

ハンドボール用具	一式 1時間につき	50円	
----------	--------------	-----	--

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の料金の額に200円を加算した額とする。

b 障害者手帳を提示して個人で利用する場合

区		分		単 位	利用料金
陸上競技場	雨天走路	児童生徒等が使用する場合		1人 1時間につき	20円
		上記以外の場合			40円
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	200円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	20円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	50円

(ハ) 電気消費及び冷暖房加算額

区		分		単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用		1時間につき	4,060円
		フロア及び観覧席全灯使用		1時間につき	3,480円
		フロア全灯使用		1時間につき	2,200円
		フロア1/2灯使用		1時間につき	1,100円
		フロア1/3灯使用		1時間につき	730円
		フロア1/4灯以下使用		1時間につき	550円
		舞台照明装置		1時間につき	1,790円
		持込機器電源			実費相当額
	暖房	全館		1時間につき	12,980円
		フロア及び観覧席		1時間につき	11,540円
		フロア		1時間につき	11,230円
	冷房	全館		1時間につき	11,950円
		フロア		1時間につき	11,020円

サブアリーナ	電気	全灯使用	1時間につき	760円
		フロア全灯使用	1時間につき	720円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	360円
		フロア1/3灯使用	1時間につき	240円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき	180円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	1,810円
冷房	フロア	1時間につき	1,770円	
柔道場	電気	フロア	1時間につき	520円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	290円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	780円
剣道場	電気	フロア	1時間につき	470円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	260円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	740円
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	3,440円
		3/4灯使用	1時間につき	2,580円
		1/2灯使用	1時間につき	1,720円
		1/4灯使用	1時間につき	860円
		持込機器電源	実費相当額	

備考

- 1 いちねんパスの有効期限は、発行日から発行年度末日までとする。
- 2 この表において「入場料を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで

引き上げるものとする。

2 適用期間

平成31年4月1日から同年9月30日まで

山形県告示第212号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
野球場	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
第2野球場	午前5時から午後7時まで	
運動広場	午前5時から午後7時まで	

2 適用期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

山形県告示第213号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、中山公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円	
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円	
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円	
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円	
	映画撮影	1日につき	14,280円	
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,720円	
	野球場に常時広告物を表示する場合	外野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	51,000円
		内野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	40,800円

備考1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端

数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

施設	区分		利用料金					
			午前9時 前の時間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 以降の時 間	
野球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を 領収しない 場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 1,020円	3,160円	4,130円	8,360円	1時間当 たり 1,020円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 2,040円	6,320円	8,260円	16,720円	1時間当 たり 2,040円
		入場料金を 領収する場 合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 2,040円	6,320円	8,260円	16,730円	1時間当 たり 2,040円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 4,080円	12,640円	16,520円	33,460円	1時間当 たり 4,080円
	アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合（職業野 球に使用す る場合を除 く。）	入場料金を 領収しない 場合	平日の場合	1時間当 たり 3,160円	7,040円	10,400円	18,670円	1時間当 たり 4,690円
			土曜日等の 場合	1時間当 たり 3,880円	8,360円	12,340円	22,290円	1時間当 たり 5,510円
		入場料金を 領収する場 合	平日の場合	1時間当 たり 12,650円	28,150円	41,620円	74,660円	1時間当 たり 18,770円
			土曜日等の 場合	1時間当 たり 15,500円	33,460円	49,370円	89,150円	1時間当 たり 22,030円
	職業野球に 使用する場 合	入場料金を領収しない場 合		1時間当 たり 18,870円	42,130円	62,320円	111,180円	1時間当 たり 27,950円
		入場料金を 領収する場 合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人に相当する額（その 額が328,440円に満たない場合は、328,440円）				
土曜日等の 場合			1日当たり最高入場料金の400人に相当する額（その 額が433,500円に満たない場合は、433,500円）					
第2野 球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	児童生徒等のみが使用す る場合		1時間当 たり 420円	1,310円	1,720円	3,450円	1時間当 たり 420円
		上記以外の場合		1時間当 たり 840円	2,620円	3,440円	6,900円	1時間当 たり 840円

	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,620円	3,520円	5,190円	9,310円	1時間当たり 2,310円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,900円	4,170円	6,200円	11,090円	1時間当たり 2,740円
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 350円	1,050円	1,400円	2,800円	1時間当たり 350円
			上記以外の場合	1時間当たり 700円	2,100円	2,800円	5,600円	1時間当たり 700円
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当たり 170円
			上記以外の場合	1時間当たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当たり 340円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,040円	2,450円	3,600円	6,520円	1時間当たり 1,620円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,310円	3,000円	4,430円	8,020円	1時間当たり 2,030円

(注) 野球場を職業野球に使用する場合（入場料金を領収しない場合に限る。）の利用料金については、この表により算出した額が1日につき142,800円を超える場合には、142,800円とする。

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分					利 用 料 金	
					アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
野球場	室内練習場	1室を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間につき	430円	1,410円
			上記以外の場合		700円	
		上記以外の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合 高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで、それぞれ1人1回につき	50円 70円	

		児童生徒等以外の者が使用する 場合		130円	
合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき	360円	
	上記以外の場合			480円	
会議室			1室 1時間につき	290円	570円
浴室			1回	1,700円	2,120円
温水シャワー			1回	1,430円	1,710円
食堂			1時間につき	290円	570円
ちゅう 厨房			1賄いにつき	560円（1賄い 日につき1,130 円を超える場合 は、1,130円）	1,120円（1 賄い日につき 2,260円を超え る場合は、2,260 円）
スコアボード			1時間につき	680円	1,360円
放送設備			1時間につき	430円	860円
ピッチングマシン			1台 1時間につき	430円	
夜間照明施設			全灯使用 1時間につき	23,460円	150,960円
			2/3灯使用 1時間につき	15,500円	
			1/2灯使用 1時間につき	11,730円	
			1/3灯使用 1時間につき	7,750円	
第2野球場	スコアボード		1時間につき	210円	430円
	放送設備		1時間につき	210円	430円

（注）合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。

ハ 電気消費及び暖房加算額

区 分			単 位	加算額	
電気	室内練習場	1室を単独で 使用する場合	全灯使用	1時間につき	3,500円
			1/2灯を超え3/4灯以下使用		2,620円
			1/2灯以下使用		1,750円

	上記以外の場合	1人1回につき	110円
	会議室	1室1時間につき	190円
	ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置	実費相当額	
暖房	合宿所	1人1泊につき	360円
	会議室	1時間につき	190円

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用い、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成31年4月1日から同年9月30日まで

山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 国道
- 路線名 344号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上安田字北田60番3から 同 牧曽根字大坪51番2まで	旧	22.0メートル } 7.2	2,510メートル
同 上	新	22.0メートル } 7.2	同 上
同 上		38.9メートル } 15.2	2,704メートル

山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 酒田遊佐線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市上野曾根字上中割163番から		旧	13.0メートル	393
同 北割沖102番まで			11.0	
酒田市鶴田字前田200番2から		旧	20.0メートル	620
同 上野曾根字上中割113番まで			18.0	
酒田市上野曾根字上中割163番から		新	26.9メートル	393
同 北割沖102番まで			11.0	
酒田市鶴田字前田200番2から		新	20.0メートル	620
同 上野曾根字上中割113番まで			18.0	

山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡広野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡三川町大字横山字不動野145番から		旧	44.2メートル	237
同 袖川原39番まで			20.5	
同	上	新	44.2メートル	同上
			20.5	
同	上	新	44.2メートル	283
			8.5	

山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市上野曾根字郷野目端20番から		旧	14.0メートル	370
同 漆曾根字上田元164番1まで			4.6	
酒田市上野曾根字郷野目端48番1から		旧	35.4メートル	287
同 漆曾根字上田元164番1まで			16.1	

酒田市上野曽根字郷野目端20番から 同 漆曽根字上田元164番1まで	新	14.0メートル } 4.6	370 メートル
酒田市上野曽根字郷野目端48番1から 同 漆曽根字上田元164番1まで		35.4メートル } 13.8	287 メートル

山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 安田砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曽根字郷野目端48番1から
同 漆曽根字上田元164番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月29日

山形県告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

山形県告示第220号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により定めた景観計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る景観計画の名称
山形県景観計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部県土利用政策課及び各総合支庁建設部建設総務課

山形県告示第221号

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項を削り、第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項第1号中ホからトまでを削り、チをホとし、リからカまでをへからルまでとし、同項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

別表を削る。

山形県告示第222号

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正し、平成31年4月14日から施行する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

山形県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画公園事業

(2) 名 称 5・5・1号霞城公園

3 変更の内容

(1) 設計の概要の変更

(2) 事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成16年9月3日から平成36年3月31日まで

山形県告示第224号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
棧橋 物揚場 船揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 135円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 662円	

(2) 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
棧橋 物揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 135円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 662円	

2 適用期間

平成31年10月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第225号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施 設		期 間 等	単 位	利用料金
マリnpark 鼠ヶ関	駐車場	7月1日から8月31日までの午前8時から午後5時まで	1日1回につき	800円
	シャワー		1回につき	100円

2 適用期間

平成31年7月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第226号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表臨港交通施設Dの項中「7.0×774」を「7.0×776」に改め、同表荷さばき施設Fの項中「29,994」を「29,842」に改め、同表保管施設Hの項中「29,617」を「17,155」に改め、同表港湾管理施設Nの項中

北港係船ロープ格納庫	- 5	33.05		を
北港係船ロープ格納庫	- 5	33.05		に改める。
高砂資材庫	- 6	152		

山形県告示第227号

平成20年12月県告示第1109号（建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1号中「卒業」を「卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）」に改め、同号の表中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同号の注書中「昭和31年文部省令第28号）」を「昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）」に、昭和50年文部省令第21号）」を「昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）」に改める。

山形県告示第228号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「鶴岡市本町二丁目6番25号」 を 「鶴岡市馬場町1番14号」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第229号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	380円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	600円
その他の者	1,050円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
第 1 研 修 室	190円
第 2 研 修 室	190円
第 3 研 修 室	190円
第 4 研 修 室	190円
第 5 研 修 室	190円
第 6 研 修 室	190円
大 研 修 室	610円
食 堂	600円
体 育 館	2,450円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

平成31年4月1日から同年9月30日まで

山形県告示第230号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	620円
その他の者	1,100円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
和 室	200円
集 会 室	630円
食 堂	630円
体 育 館	2,530円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。

- (1) 小中学生等
- (2) 高校生等
- (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
- (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
- (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者

3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

2 適用期間

平成31年4月1日から同年9月30日まで

山形県告示第231号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	620円
その他の者	1,100円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

青少年教育施設の名称	施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
山形県金峰少年自然の家	和 室	200円
	会 議 室	200円
	研 修 室	630円
	食 堂	630円
	体 育 館	2,530円
山形県金峰少年自然の家 海 浜 自 然 の 家	研 修 室	200円
	大 研 修 室	630円
	食 堂	630円

	体 育 館	2,530円
--	-------	--------

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
 - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
 - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間
平成31年4月1日から同年9月30日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第7号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成31年3月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
彫刻の部	木造男神像	1	總宮神社	長井市横町14番24号
	木造女神像	1	同 上	同 上

山形県教育委員会告示第8号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第1項の規定により、次の山形県指定名勝の指定を解除する。

平成31年3月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

名 称	所 在 地	地 番	所 有 者	所 有 者 の 住 所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目	13番の部分	個 人	神奈川県横浜市瀬谷区

山形県教育委員会告示第9号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第1項の規定により、次の山形県指定天然記念物の指定を解除する。

平成31年3月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
釜ノ越サクラ	1	西置賜郡白鷹町蚕桑財産区	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

山形県教育委員会告示第10号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県青年の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 適用期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

山形県教育委員会告示第11号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）（4）において同じ。）

(4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

山形県教育委員会告示第12号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家にあつては10月21日から翌年の5月14日までの日）
(3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
(4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があつた。

平成31年3月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県上山市第一支部	遠藤寛明	片山愛一郎	上山市二日町9-11（2F）	平成 31. 1. 15

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	届出年月日
芳賀ちゃんと創る山形の未来道優会	芳賀道也	江口忠博	山形市五日町12-9	参議院議員	芳賀道也、参議院議員	平成 31. 3. 11

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かつみ英一朗後援会	勝見英一朗	勝見英一朗	長井市時庭932	平成 31. 1. 8
山木由美後援会	山木由美	小松政一	東置賜郡高畠町大字亀岡3947-1	同 1.24
悠創会	古山悠生	古山好樹	米沢市六郷町桐原177番地	同 1.25
いとう利明後援会	佐藤邦裕	伊藤美津男	酒田市ゆたか1丁目7番地の6	同 2. 4
まつい愛サポートプロジェクト	松井愛	元木さとみ	山形市銅町1丁目2-34	同 2. 6
渡部まさゆき後援会	渡部正之	横尾勝	長井市五十川1541	同 2.12
八鍬長一後援会	小野民善	須賀恵治	新庄市大字本合海38番地	同 2.13
畑中かずえを励ます会	今埜充	笹原香織	尾花沢市若葉町2丁目5番11号	同 2.15
井上晃一と川西町を育てる会	多田三喜雄	竹田明宏	東置賜郡川西町上小松1494	同 2.18
ごとう誠一後援会	後藤誠一	田中美鈴	山形市東原町2丁目15-2	同 2.22
竹田まさひこ後援会	竹田雅彦	竹田恵美	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙443番地5	同
かげさわ政夫後援会	福田政一	佐藤淳二	米沢市笹野町2432-20	同 2.25
庄司りか後援会	庄司里香	渡部高夫	新庄市十日町1622の2番地	同
渡辺重信後援会	渡辺重信	渡辺重信	西置賜郡小国町大字緑町2丁目30-7	同
あびこよしのり後援会	安孫子義徳	安孫子照	寒河江市八幡町1番20号	同 2.26
鈴木みゆきを育てる会	鈴木みゆき	渡邊裕美	寒河江市島字島東60-5	同
あべ恭平後援会	阿部恭平	阿部均志	西村山郡河北町谷地字東553番地の1	同 2.27
川西の未来を拓くみんなの会	川崎久蔵	金子友造	東置賜郡川西町大字吉田1494	同 2.28
舟山まさお後援会	長沼繁義	松田正	西置賜郡飯豊町大字手ノ子1818番地の7	同 3. 4
未来町づくり委員会	武田正徳	小松政一	東置賜郡高畠町大字深沼422の4	同

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成31年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
秋葉征士後援会	瀬野利勝	会計責任者の氏名	本間 芳次	工藤 弘	平成 30.12. 1
庄内の明日を考える会	小野由夫	会計責任者の氏名	小野 由夫	今野 美奈子	同
吉田大成と刷新の会	吉田大成	会計責任者の氏名	吉田 大成	鈴木 光祐	同 12. 4
八 鯨 太 後 援 会	渡辺勝善	代表者の氏名	渡辺 勝善	八 鯨 義明	同 31. 2. 1
長南正一後援会	中島岩雄	代表者の氏名	中島 岩雄	長南 友蔵	同 2.13
富 弥 会	小嶋富弥	代表者の氏名	小嶋 富弥	渡部 孝徳	同
みんなで未来を創る会（尾形みち子後援会）	伊藤道雄	代表者の氏名	伊藤 道雄	川井 浩雄	同 2.14
私鉄庄内交通政策研究会	本間 一	代表者の氏名	本間 一	金内 悟	同 2.15
中原まさし後援会	中原正志	主たる事務所の所在地	山形市五十鈴1-3-30フローレンス五十鈴ビル102	山形市鈴川町3丁目4-21タケシンビル202	同 2.19
志田英紀後援会	渡會俊正	会計責任者の氏名	吉住 善一郎	石川 一男	同 2.22
志田英紀羽黒後援会	丸山成人	会計責任者の氏名	岡部 一明	斎藤 巧	同
鳥海隆太後援会	鳥海隆太	政治団体の名称	鳥海隆太後援会	鳥海隆太を育てる会	同 3. 1
清潔で責任ある市政をつくる会	我妻 昇	主たる事務所の所在地	長井市十日町二丁目18番13号	長井市十日町一丁目8番3号	同 3. 3
山形の未来を考える会	柴田悦夫	代表者の氏名	柴田 悦夫	柴田 雅章	同 3. 6
		会計責任者の氏名	柴田 雅章	近藤 映子	
トライ21倶楽部	坂野良典	会計責任者の氏名	安彦 学	齋藤 陽介	同 3. 7

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成31年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
加藤国洋後援会	鈴木 欣 一	平成30. 12. 31
川西町を元気にする会	小 関 忠	平成30. 12. 31
小林健蔵後援会	小 林 健 蔵	平成30. 12. 31
さとう京一後援会	佐 藤 京 一	平成31. 1. 31
清野さだあき後援会	清 野 貞 昭	平成31. 2. 28

山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成31年3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
古 山 悠 生	米沢市議会議員	悠創会	米沢市六郷町桐原177番地	平成 31. 1. 21
山 木 由 美	山形県議会議員	山木由美後援会	東置賜郡高島町大字亀岡3947-1	同 1. 23
松 井 愛	山形市議会議員	まつい愛サポートプロジェクト	山形市銅町1丁目2-34	同 2. 4
渡 部 正 之	長井市議会議員	渡部まさゆき後援会	長井市五十川1541	同 2. 9
竹 田 雅 彦	白鷹町議会議員	竹田まさひこ後援会	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙443番地5	同 2. 15
渡 邊 重 信	小国町議会議員	渡辺重信後援会	西置賜郡小国町大字緑町2丁目30-7	同 2. 21
鈴 木 み ゆ き	寒河江市議会議員	鈴木みゆきを育てる会	寒河江市島字島東60-5	同 2. 26
芳 賀 道 也	参議院議員	芳賀ちゃんと創る山形の未来道優会	山形市五日町12-9	同 3. 10

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成31年3月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小林 健 蔵	小林健蔵後援会	平成30. 12. 31

山形県選挙管理委員会告示第18号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。
平成31年3月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

ユトリアケアセンターなりさわ	〃 成沢西四丁目2番20号	を に改める。
ユトリアケアセンターなりさわ	〃 成沢西四丁目2番20号	
特別養護老人ホームあかしや共生苑	〃 桜町三丁目4番17号	

内水面漁場管理委員会関係**指 示****山形県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成31年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成31年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成31年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

平成31年度増殖数量指示

増殖方法		移殖放流													人工ふ化放流				産卵場造成等									
漁協名	魚種名 免許番号	あ	ゆ	うぐい (はや)	こ	い	ふ	な	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ) (稚魚)	にじます (稚魚)	にじます (成魚)	いわな (稚魚)	いわな (成魚)	もくず がに	ひめます	やつめ うなぎ	いわな	わかさぎ	さくらます (やまめ)	あ	ゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	その他	
		グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	尾	尾	グラム	尾	グラム	尾	尾	万粒	万粒	万粒	万粒	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
両羽	内共第1号									17,000					1,000			500							2			
県南	内共第2号	230		30	100	100				6,000		500	14,700	285					3	600				7	1		いわな3	
西置賜	内共第3号	560				30				15,000	1,000		18,000	120										6	8			
最上川一	内共第4号	900		30		20		8	2	21,400	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ)1	
	内共第5号				10	10																						
	計	900		30	10	30		8	2	21,400	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ)1	
最上川二	内共第6号	2,040				245				28,000	9,000	400		145	100					40				1	1	1		
	内共第7号				50	60																						
	内共第8号				50	245																						
	内共第9号											20																
計	2,040			100	550					28,000	9,000	420		145	100					40			1	1	1			
丹生川	内共第10号	800				20				10,000		10	4,000		300				1					7	6			
小国川	内共第11号	3,500				30				60,000	500		20,000		1,000									9	7	7		
	内共第12号					50	5																					
	計	3,500				80	5			60,000	500		20,000		1,000									9	7	7		
最北中部	内共第13号	450				10				25,000	3,000		25,000		1,000									2	2	2		
	内共第14号					5																						
	計	450				15				25,000	3,000		25,000		1,000									2	2	2		
最上	内共第15号	1,200				10	3			50,000			20,000		3,000								4	4	2	2		
最上川第八	内共第16号	200				5				20,000			10,000		1,000			140						4	3			
赤川	内共第17号	110								3,000			1,000		500									2		2		
	内共第18号	410				5				17,000		10	14,000		1,500						5	2	3	3			さくらます(やまめ)9	
	内共第19号															3,000												
	計	520				5				20,000		10	15,000		2,000	3,000					5	2	5	3	2		さくらます(やまめ)9	
月光川養	内共第20号	15								8,000			5,000		3,500								4	2	3	1		
日向荒瀬	内共第21号	370							3	5,000			5,000		1,500								2	2	2	2		
山戸	内共第22号	170								5,200					500								9	5	5	2	いわな6	
温海町	内共第23号	80								3,000			3,000		100								2	1	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2	
	内共第24号	40								2,000			2,000		100								2	2	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2	
	内共第25号	60								2,000			2,000		100								3	2	2	1	いわな1、さくらます(やまめ)2	
	計	180								7,000			7,000		300								7	5	4	3	いわな3、さくらます(やまめ)6	
小国町	内共第26号	500								15,000			150,000							1,000			6	6				
作谷沢	内共第27号				200	150	5																				こい1、ふな1	
	内共第28号				130	100																					こい1、ふな1	
	計				330	250	5														600						こい2、ふな2	
合計	11,635	60	540	1,095	21	5	312,600	15,000	940	322,700	550	15,400	3,000	640	4	2,240	5	28	69	53	23	いわな12、こい3、さくらます(やまめ)16、ふな2						

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成31年3月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人山形ベスラベナバスケットボールクラブ
 - (2) 代表者の氏名
山本 健一
 - (3) 主たる事務所の所在地
東根市大字若木133番地の2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高度な技術と豊富な知識を有する会員相互の協力により、バスケットボールの普及促進活動を行うとともに、不特定多数の選手および指導者を対象に技術指導を行い、バスケットボールの技術向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、子供たちの「健全な心」の育成に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 56,551,096円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹サーバ等再構築及び運用管理業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 平成31年5月17日（金） 午前9時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹サーバ等再構築及び運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的に利用される情報システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的に利用される情報システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{入札書比較価格})\} \times 100$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行

い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については900点満点とし、うち入札価格評価点を100点、業務提案評価点を800点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当
電話番号023(630)2098

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成31年4月19日（金）午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）並びに業務提案書を同年5月7日（火）午後3時までに提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Reconstruction and operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server etc. : 1

(2) Time-limit for tender: 9:00A. M. May 17, 2019

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)2098

平成31年3月29日印刷 発行所 山形県庁
平成31年3月29日発行 発行人 山形県